

第10期 県民生活審議会 第2回消費生活部会 議事概要

- 1 日時 平成26年11月26日（水）10:00～12:00
- 2 場所 兵庫県民会館 7階会議室「鶴」
- 3 出席者 (委員) 根岸部会長、滝川委員、玉田委員、幡井委員（中村副会長代理出席）、山崎委員 5名
(専門委員) 鈴木委員、奈良山委員、伴委員 3名
(事業者等) 村上 公益社団法人消費者関連専門家会議西日本支部副支部長
六車 生活協同組合コープこうべ地域活動推進部担当係長
河合 近畿財務局神戸財務事務所理財課主任調査官
(事務局) 有本消費生活課長、雁金消費生活課副課長兼消費政策班長
西谷消費生活課主幹（消費生活担当）
橋本
(関係機関) 平野生活衛生課食品安全官、
土取生活科学総合センター長
益田生活科学総合センター所長補佐兼企画研修課長、
川崎東播磨消費生活センター長
横山中播磨消費生活創造センター長、
谷渕西播磨消費生活センター長、
高柳但馬消費生活センター長、
栗原丹波消費生活センター消費生活課長、
谷淡路消費生活センター消費生活課長、
中野教育委員会事務局教育企画課教育企画班主幹
山下教育委員会事務局義務教育課指導主事
宮垣教育委員会事務局高校教育課副課長

審議概要

(1) 不当な取引行為の指定について

ア 事務局提案（検討にあたっての視点）

(ア) 事業者性

不当な取引行為は、事業者と消費者との間の取引に関する規定であり、愛感情を用いて契約させた者（A）が事業者と同一視できるか。

(イ) 立証の困難性

Aが事業者と結託していた場合、事業者がAに指示等を行い契約を締結させたことを立証できるか。また「恋愛感情の利用」も立証可能か。

(ウ) 今後の適用可能性

デット商法は、全国、県内とも減少傾向にあり新たに不当な取引行為として指定しても適用例が限られるのではないか。一方、詐欺事件として刑法事案で立件できる場合、(1)(2)の問題とは関係なく被害救済できるのではないか。

イ 委員意見

- ・ 改定により消費者が被害の申告もしやすくなり、事業者の抑止も図ることができる。デット商法が禁止されていると明示することがわかりやすくなるという点がポイントである。
- ・ 県がまとめた検討にあたっての視点については、典型的には事業者の従業員が恋愛感情を利用して契約を締結させる場面が想定され、事業者性や立証の困難性は考えなくてもいいのではないか。
- ・ 今後の適用可能性は少ないかもしれないが、被害が多いから規制するのは後追い規制である。事前に抑止するという姿勢に転じてもらいたい。

論点整理にとどめ、次回の消費生活部会で、事務局案を示すこととなった。

(2) 兵庫県における消費者教育推進計画の策定と地域協議会の設置について

ア 事務局提案（趣旨等説明）

- (ア) 計画の策定について、消費者教育推進法第10条及び国の定める基本方針を踏まえ、県は努力義務があり、検討することとした。
- (イ) 計画案の作成にあたっては現場の消費者教育実践家、教育関係者を中心とした少人数の検討会を設置して検討し、当部会を同法第20条に基づく消費者教育推進地域協議会として機能させ、原案の協議をすることとしたい。

イ 委員意見

- ・ 兵庫県は全国に先駆けて消費者行政に取り組んでいるが、その方法は参画と協働である。消費者教育推進法の考え方は元々兵庫のやり方である。
- ・ 消費者教育は大切である。特に小さいときからの教育が大事であり、体験学習を中心に進めていくべきだ。
- ・ 漫然と消費者教育と言わず、目的と機能と相手をきちんと整理すべきだ。本件については、委員の了解を得、本日付けで当部会を兵庫県消費者教育推進計画地域協議会と位置付けることとなった。